

大飯原発の断層調査団 専門家の選定基準は

「活断層学会」等からの推薦を受け、過去の審査に関与せず、利益相反のない専門家

「弱面」＝「断層のずれの大きさ・施設への影響で判断」ではなく

12万～13万年前以降に動き、断層活動によると否定できないものは活断層と認めるべき

10月5日、大飯原発の断層調査などについて規制庁と初の交渉を行った（主催4団体：フクロウの会／FoE Japan／グリーン・アクション／美浜の会）。参議院議員会館講堂で約120名の市民が参加し、5名の国会議員（福島みずほ、平山誠、三宅雪子、谷岡郁子、山崎誠）と渡辺満久氏（東洋大学）も参加された。政府側からは、旧保安院耐震室長小林勝氏（規制庁安全規制管理官）、布田洋史氏（規制庁安全規制管理官付企画班長）、中井徳太郎氏（環境省大臣官房会計課長）の3氏が出席した。この交渉は福島みずほ議員の尽力によってもつことができた。



交渉に先立つ事前打ち合わせでは、福島第一原発を視察された谷岡郁子議員から、「フクイチはいまだミリシーベルトの世界だ。膨大な汚染水タンクが並んでいたが、大飯ではあのように広い敷地はない。免震棟を視察したが大飯にはそれもない。いまもって原発を推進したい人たちは、自分の子や孫を福島原発周辺に住まわせることができるのか。経団連に所属する保険会社に、政府保証なしの青天井の損害保険を作れるのか」と原子カムラを厳しく批判された。

今回の交渉に当たっては、9月29日に原子力規制委員会宛てに質問・要望書を出していた。しかし、規制庁の官僚は、この質問・要望書を5名の委員には一切見せず、相談もせず、旧保安院で固める官僚達が回答を勝手に作っていたことが交渉で明らかになった。そのため主催団体は、特に重要な点について、規制委員会で正式に議論をして回答するよう求める再質問・要望書を10月9日に提出した。以下に交渉のいくつかのポイントを報告する。

●大飯原発断層（破碎帯）の調査団には、警告を発してきた専門家を入れるべき

10月下旬に大飯原発の断層（破碎帯）調査が行われる。そのため規制委員会は島崎邦彦委員長代理を中心に調査団の人選を行っている。この調査団については、4つの学会（日本活断層学会、日本地質学会、日本第四紀学会、日本地震学会）から推薦を受けた専門家から約20名を選定すると発表している。小林管理官は、9月26日にはメールで、10月2日には文書で、各学会の会長宛に推薦の依頼をしたこと、5日昼時点ではまだ推薦は届いてないと説明した。調査団の選定にあたっては、この4つの学会から推薦された専門家の中から、①過去に原発の審査に携わった専門家は除外するとして、設置許可を審査した委員、耐震バックチェックの審議に加わった委員、「地震・津波に関する意見聴取会」の委員経験者はすべて含まない。さらに②利益相反の専門家も除外すると答えた。

私たちは、これまで警告を発してきた渡辺氏を調査団に加えるよう強く求めた。これについて小林氏は「学会から、渡辺先生の推薦を待っている」とだけ答えた。また、国会議員や市民が現地調査に立ち会うことも求めていたが、「現場での安全確保が……。市民まで入れると何が起こるか分からない」などと回答。福島みずほ議員は、「国会議員はこの大飯の断層調査につ

いて6月段階で敷地内視察を行うなど精力的に活動してきた。国民的関心でもあるため立ち会いは当然です」と立ち会いを強く求めた。小林氏は国会議員の立ち会いは認めるニュアンスであったが、市民の立ち会いについては拒否する姿勢だった。

次に、しっかりとした断層調査のためには、大飯原発を止めて調査すべきだと求めた。4月の敦賀原発の断層調査では、地下埋設配管に穴をあける事故が起きた。運転中に同様の事故が起これば極めて危険だ。また、渡辺氏は6月に大飯原発敷地内を視察した際に、F-6断層を確認するために、3つのトレンチ掘削地点を指摘していた。関電の調査計画ではトレンチ調査は2地点だけだ。これに対して小林管理官は「敦賀のような事故は起こさない。埋設物をしっかり確認している」「渡辺氏の指摘する3地点は緊急車両などが通る地点で運転中には掘削できない」「運転中でもしっかり調査はできる」を繰り返した。最終的には「追加的には2地点以外の調査もあり得る」と答えた。

渡辺氏は、「過去の断層調査が間違っていたという反省はないのですか」と責任を問うた。小林管理官は、「過去もしっかりやった、今回の再調査もしっかりやる」と、相変わらず自らの過ちについては認めようとしなかった。

●断層のズレの評価ではなく、12万～13万年前以降に動いたものを活断層と評価すべき

大飯原発を筆頭に、さらに5つの原発で断層の再調査が始まる（志賀、敦賀、東通、美浜、もんじゅ）。志賀原発や大間原発等の敷地内断層について、専門家からは活断層であるという指摘が相次いでいる。現地調査によって、断層をどのように判断するのか、これが次の大きなポイントになる。旧保安院は、断層を3つに分類し（①主断層、②副断層、③弱面）、弱面の場合は、ズレの大きさを評価し、施設への影響が小さい断層は考慮する必要はないとの考え方を示していた。実際に、12万～13万年前以降に動いていることが確認されても、志賀原発では、敷地内断層が海の主断層から遠く離れているので影響はないとしたり、東通原発では断層活動ではなく膨潤に起因するもので活断層ではない等の主張がまかり通ってきた。

交渉の前日には、断層の評価について、原子力規制委員会の方針や島崎邦彦委員のインタビューが報道された。「原子力規制委員会（田中俊一委員長）は、・・・旧原子力安全・保安院は断層のずれの大きさを安全性判断の材料とすることを検討していたが、ずれの大きさの正確な予測は難しいためこれを採用せず、断層が13万～12万年前以降に動いたかどうかで評価する」「過去の原発建設時の安全審査でも、北陸電力志賀原発（石川県）などの直下断層について、『仮に動いても、ずれは小さく安全性に影響はない』と、重視しなかったことを当時の通商産業省審査官が証言しており、島崎氏はこうした考え方も否定した」（東京新聞10月4日）。

交渉で小林氏は、旧保安院の「弱面」という断層の分類分けは現在も引き継がれており、断層のズレが施設に与える影響の大きさを判断するという発言を繰り返した。これは上記の規制委員会の方針と食い違う。規制委員の発言を否定するようなことを規制庁の官僚が、それも回答内容を規制委員会に確認することもなしに発言するとは極めて異常なことだ。活断層の評価にあたっては、①12万～13万年前以降に動いたもので、②ズレの成因については、「断層運動が原因であることが否定できない場合」には活断層と認めるという「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」を順守し、安全側に判断すべきである。このことを何度も確認したが、小林氏は具体的内容を示すこともなく、「手引きの見解」には「弱面」があると繰り返した（「手引きの見解」では、ラストに主断層・副断層以外のものを弱面とすると書かれているだけだ）。交渉後半では、「専門家の皆さんに検討してもらおう」と言葉を濁していた。

また、「手引き」では、活断層の真上に耐震設計上重要なSクラスの建物・構築物を設置して

はならないことになっている。この点について小林氏は、「活断層の真上に建ててはいけない」と認めた。大飯原発のF-6断層の真上にはSクラスの非常用取水路が通っている。非常用取水路は原子炉補機冷却海水設備の海水系配管であり、通常時には一次冷却材ポンプや使用済み燃料ピット冷却器を冷却し、事故時には非常用ディーゼル発電機等を冷却する重要な設備である。F-6が活断層だと判断されれば、大飯原発は廃炉にするしかない。

●再稼働・・・安全基準の骨格段階で判断するなどもつてのほか

次に、再稼働の判断基準や稼働中の大飯原発の安全性の根拠などについて問うた。再稼働の安全性の判断基準として、規制委員会はこれまで、ストレステスト結果や4閣僚の判断基準は採用しないと述べている。回答した規制庁の布田氏は、何を聞いても「検討いたしています」を繰り返した。

新しい安全基準やバックフィットの仕組み等は、パブリックコメントを経て、来年7月までに改正原子炉等規制法で法制化される。しかし、規制委員会委員長は、新しい安全基準の骨格を来年3月までに策定し、骨格段階でも再稼働の判断を行う可能性を示唆している。「その時点（注：3月末）ではもう全部オーケーになっているようなものがあれば、それはそれで、また、少し考えたいと思いますけれども」と9月26日の会見で発言している。安全基準の骨格段階で再稼働の判断を行うとは、法律をも踏みにじるものだ。この委員長発言を撤回するよう求めたが、布田氏は「法の趣旨を踏まえて、その運用の仕方についても検討していく」と答え、基準の骨格段階でも再稼働の準備が可能であることを否定しなかった。これについては全国から批判の声を強めていこう。

●規制委員会は、大飯原発の安全性判断の根拠は持っていない。監視だけ。

ストレステストと4閣僚の政治判断で再稼働を強行した大飯3・4号の安全性問題について、規制委員会の見解を問うた。規制委員会は大飯の運転継続について審議したのかと問うと、布田氏は「規制委員会の第1回会合で、オフサイトセンターでの監視を続け、その情報を共有していくことにしている」とだけ述べた。さらに、運転を継続している大飯原発の安全性の判断根拠は何かという問には、「新しい安全基準は今後策定される。監視をしていく」と、こちらも「監視」だけだ。規制委員会としては、大飯3・4号の安全性を判断する根拠もなしに運転を認めているということだ。「政治からの独立」をかかげ、安全性の判断を行うはずの規制委員長が「政治判断で決めたことなので、すぐには止めることはしない」と発言している。この発言の撤回を求めたが、「科学的技術的見地からやっていく・・・」と意味不明な官僚答弁を繰り返すばかりだった。

●大間原発の工事再開の中止を。活断層の再調査を優先させるべき

大間原発の工事再開をJパワーが表明し、多くの人々が反対の意思を表明している。さらに、大間原発の敷地内に活断層があることを渡辺氏達が警告している。工事再開の中止を求め、活断層の再調査を優先すべきと求めた。布田氏は「工事再開の連絡はあった」と認めながら、活断層調査については「上と相談する」とその場での回答を避けた。

交渉主催団体は、大間の工事中止と活断層再調査を、再質問・要望書で改めて求めている。

大飯原発3・4号の再稼働を止めるため、厳格な断層調査を求めていこう。安全基準の骨格の段階で再稼働の判断を進めようとする動きに批判を強めていこう。